

厚生労働省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成29年3月23日
厚生労働省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、厚生労働省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省、地方厚生局、都道府県労働局、各研究所・研修所、国立児童自立支援施設、検疫所、国立障害者リハビリテーションセンター関連施設及び中央労働委員会地方事務所の事務及び事業を対象とする。

なお、患者及び入所者の生命及び健康の保持等を最優先する施設の特殊性を勘案し、温室効果ガスの排出量等の削減目標の対象から、国立ハンセン病療養所が行う事務及び事業を除外することとする。ただし、これらの事務及び事業においても、医療等の適切な提供に支障が生じない範囲において、温室効果ガスの排出量等の削減に最大限努めることとする。

また、本計画の対象ではないが、独立行政法人に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

2. 対象期間等

本計画は、2016年度から2030年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、厚生労働省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。

この目標は、厚生労働省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030 年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020 年度の間目標として、公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 15%以上削減することに向けて努める。

3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020 年度までに 50%以上とすることに向けて努める。

4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに概ね 10%以上削減することに向けて努める。

7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに 10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり、厚生労働省が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、厚生労働省が管理する本省庁舎に、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BE

MSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ② 庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ③ 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(5) 再生可能エネルギー等の有効利用

- ① 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを活用した設備を導入する。
- ② 庁舎や公務員宿舎に太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具や

ボイラー等を可能な限り幅広く導入する。

- ③ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加するよう図る。
- ④ 建築物の規模・用途等を検討し、燃料電池を含むコージェネレーションシステム、廃熱利用等のエネルギー使用の合理化が図られる設備の導入を図る。

(6) 太陽光発電の導入の整備方針

- ① 周辺の整備状況や気候等の地域的条件、建物の使用条件等を考慮しつつ、施策の効果を有効に発揮できるよう整備するものとする。
- ② 国民への施策の周知について考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明が可能となるよう配慮して整備するものとする。
- ③ 既存庁舎へ整備する場合は、構造体の耐震安全性、積載荷重、整備後のメンテナンス等を考慮するものとする。

(7) 水の有効利用

- ① 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ② 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
- ③ 節水トイレの設置を図る。
- ④ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ⑤ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(8) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）の基本方針に則り、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

建築物の省エネルギー性能向上等により、2020年度までに新築建築物でZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）を実現することを目指す。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 次世代自動車の導入

公用車については、2030年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020年度の間目標として、公用車の4割程度を次世代自動車とすることに向けて努めることとする。このため、厚生労働省は、更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入することとする。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 本省においては、毎月第一月曜日は公用車の使用を原則自粛する霞が関ノーカーデーを実施する。
- ③ 本省及び地方支分部局等において、通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ④ アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ⑤ 有料道路を利用する公用車について、ETC車載器を設置する。
- ⑥ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。

イ 公用車の台数の見直し

公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

(3) 自転車の活用

本省及び地方支分部局等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) 小売電気事業者との契約庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。

(5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

- ① LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに50%以上とすることに向けて努めることとする。
- ② このため、以下の方針に沿ってLED照明を導入することとする。
 - i) 厚生労働省において、庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入

入する。

ii) 厚生労働省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。

- ・ 設置・更新後15年を経過している照明については、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。
- ・ LED照明及びHf蛍光灯以外の照明機器（FL蛍光灯等）は、LED照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015年度時点で設置後15年以上経過していないものであっても、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として2020年度までにLED照明への切替えを行う。

iii) ii) 以外のものについては、2020年度の政府実行計画の見直しの際に、LED照明の効率性向上や価格低下の状況を踏まえ、LED照明への早期切替えに関する具体的な方針を検討することとする。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし、更新に当たって計画的に実施する。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

ウ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

(6) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。
- ② 審議会等資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）、業務における資料の簡素化を極力行うこととする。
- ③ 内部で使用する各種資料をはじめ、記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピー、使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ④ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑤ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

(7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

- ① 古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

(8) HFC等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、点検や機器の更新を行うこと等により、使用時漏えい対策に取り組む。

ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていたSF₆について、回収・破壊等を行うよう努める。

(9) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の選択を計画的に実施する。
- ② バイオマス燃料、都市ガス、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用を図る。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。また、コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等のエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。

オ メタン（CH₄）及び一酸化二窒素（N₂O）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ② 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を行う。
- ③ 笑気ガス（麻酔剤）の適正な使用を図る。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。

- ② エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて計画的な管理、削減に努める。
- ③ 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年環境省告示第7号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを図る。
- ② 食べ残し、食品残渣などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(4) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

政府が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、政府が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づき、原則として20時退庁により超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等を行い、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、温暖化防止対策の実施責任者が中心となり地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(4) その他

昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施するとともに、関係府省間で優良事例を共有する。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の実施計画の推進・評価・点検は、厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会を中心となり実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、政策統括官（総合政策担当）が行う。庶務は労働政策担当参事官室において行う。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【省全体】

厚生労働省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年比)
公用車燃料	kg-CO2	1,104,291	1,022,732	936,004	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	100,991,763	92,920,086	90,672,226	-10%
電気	kg-CO2	78,984,653	72,494,307	71,366,371	-10%
(電気使用量)	kWh	155,975,310	148,167,552	140,694,842	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.506	0.489	0.506	固定
電気以外	kg-CO2	22,007,110	20,425,779	19,305,855	-12%
その他		1,550	18,646	1,550	0%
合計		102,097,604	93,961,464	91,609,780	-10%

※ 政府実行計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出量は削減目標の対象外とされたことを受け、厚生労働省における当該排出量は除外した。また、比較対照のため 2013 年度及び 2014 年度の実績からも除外している。

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	26	22	40.0	
公用車の燃料使用量	GJ	15,674	14,507	13,323	-15%
LED照明の導入割合	%			50	
用紙の使用量	t	4761	4720	4,285	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	107	101	96	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	417,562	387,221	365,865	-12%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.76	0.71	0.68	-10%

【本府省】

厚生労働省本省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	169, 771	170, 112	144, 305	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	14, 094, 144	12, 189, 363	12, 026, 794	-15%
電気	kg-CO2	13, 243, 706	11, 334, 271	11, 261, 400	-15%
(電気使用量)	kWh	28, 193, 060	23, 921, 090	23, 921, 090	-15%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0. 469	0. 474	0. 469	固定
電気以外	kg-CO2	850, 438	855, 092	765, 394	-10%
その他					
合計		14, 263, 914	12, 359, 475	12, 171, 099	-15%

○主な削減対策と削減効果

- ①高効率庁舎設備の導入（ターボ冷凍機の更新）（5号館部分）
- ②省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器の更新や熱源の運用改善（5号館部分）・・・省エネ診断後に精査
- ③設置・更新後15年経過している照明のLED照明への切替え（※予算要求をして実現した場合に限る。）
- ④次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤超過勤務の縮減などの省エネにもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

<中央合同庁舎5号館（厚生労働省部分）>

- ① 会計課管理室において、温室効果ガスの排出量及び削減計画の達成見込みを把握するよう努めるとともに、総務課長会議、書記会議等を活用して、温室効果ガスの排出抑制等を効果的かつ、組織的に実施するための取組みを行う。
- ② 設備改修等に当たっては省エネ機器の導入を推進する。
- ③ 電力購入に際し、環境への配慮を要件とする一般競争入札を引き続き実施する。

<上石神井庁舎>

- ① 対策の実施責任者は庁舎管理責任者である労働市場センター業務室長とし、対策の徹底を図るため労働保険徴収業務室、労災保険業務課及び労働市場センター業務室で構成される上石神井庁舎CO2削減対策委員会において、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握するとともに、その状況を事務局において確認し、職員等への周知を行うこととする。
- ② 委員会では、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じて設備改修等のハード対策の追加を決定するとともに、各室にソフト対策の指示を行うこととする。

<中央労働委員会事務局>

- ① 対策の実施責任者は総務課長とし、対策の徹底を図るため各課室の課長補佐で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成見込みを把握し、適宜委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課室にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

厚生労働省地方厚生（支）局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	388,757	344,110	330,443	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,912,744	1,830,274	1,721,469	-10%
電気	kg-CO2	1,625,927	1,559,681	1,463,334	-10%
(電気使用量)	kWh	2,937,441	2,947,388	2,643,697	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.554	0.529	0.554	固定
電気以外	kg-CO2	286,817	270,593	258,135	-10%
その他					
合計		2,301,501	2,174,384	2,051,912	-11%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ③ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方厚生（支）局総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の総括課長で構成される委員会を設置する。
- ② 総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 地方厚生（支）局総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

都道府県労働局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	269,723	237,017	229,265	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	44,605,474	40,409,718	40,144,927	-10%
電気	kg-CO2	35,724,199	31,962,654	32,151,779	-10%
(電気使用量)	kWh	69,013,008	66,641,382	62,111,707	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.518	0.480	0.518	固定
電気以外	kg-CO2	8,881,275	8,447,064	7,993,148	-10%
その他					
合計		44,875,197	40,646,735	40,374,192	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 太陽光パネルの導入
- ③ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ④ 超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は都道府県労働局長とし、対策の徹底を図るため都道府県労働局内に温室効果ガス削減委員会を設置し、委員会において各官署毎に計算期間中の削減目標を策定する。
- ② 都道府県労働局総務部総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、各官署毎の二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会及び大臣官房地方課に報告するとともに、所属職員にメールで伝達する。
- ③ 都道府県労働局総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、ソフト対策の強化等を指示する。

【地方支分部局等】

各研修所・研究所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	15,190	10,268	10,268	-32%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	26,770,831	25,740,320	24,949,322	-7%
電気	kg-CO2	19,002,131	18,321,058	17,957,492	-5%
(電気使用量)	kWh	36,194,536	35,170,992	34,204,745	-5%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.521	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	7,768,700	7,419,262	6,991,830	-10%
その他					
合計		26,786,021	25,750,588	24,959,590	-7%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は会計課長等とし、対策の徹底を図るため各部の部長で構成される委員会を設置する。
- ② 会計課等において、毎月、電力・ガス・ガソリン等の使用量をもとに、CO₂の排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会・部長会議等に報告する。
- ③ 会計課長等は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

各検疫所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	211,360	214,186	179,656	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	4,306,982	4,341,766	3,998,212	-7%
電気	kg-CO2	3,571,354	3,594,324	3,336,147	-7%
(電気使用量)	kWh	6,721,696	6,784,604	6,254,307	-7%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.530	0.531	固定
電気以外	kg-CO2	735,628	747,442	662,065	-10%
その他					
合計		4,518,342	4,55,952	4,177,868	-8%

※ 政府実行計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）において、政府の船舶・航空機の使用に伴う排出量は削減目標の対象外とされたことを受け、当該排出量は除外した。また、比較対照のため 2013 年度及び 2014 年度の実績からも除外している。

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各検疫所総務課長とし、対策の徹底を図るため各部局の課長等で構成される委員会等を設置する。
- ② 各検疫所総務課において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに全職員にメールで伝達する。
- ③ 各検疫所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、管内にソフト対策の強化を指示する。

【地方支分部局等】

国立障害者リハビリテーションセンター温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	15,398	13,750	16,065	4%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	5,524,122	4,904,203	4,783,876	-13%
電気	kg-CO2	3,012,478	3,134,719	2,973,335	-1%
(電気使用量)	kWh	7,969,518	8,058,404	7,671,565	-4%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.389	0.378	固定
電気以外	kg-CO2	2,511,644	1,769,484	1,810,541	-28%
その他	kg-CO2	1,550	18,600	1,550	0%
合計		5,541,070	4,936,553	4,801,491	-13%

○主な削減対策と削減効果

- ①各棟内の照明、誘導灯を蛍光灯からLEDへ変換及び、外灯をハロゲンランプからLEDに変換する。
- ②旧式の効率の悪い冷暖房使用箇所をEHP（チラー冷暖房）へ変換しエネルギー消費や熱源の運用削減を図る。
- ③LPG燃料を都市ガスに変換することで温室効果ガスの排出の削減を図る。
- ④公用車台数及び公用車運用方法の見直し。
- ⑤超過勤務の縮減・昼休みの消灯などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進。

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は管理部長とし、対策の徹底を図るため、リハセンター各課課長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 管理部において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。
- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立光明寮温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	8,702	7,390	7,397	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	1,432,283	1,351,035	1,289,055	-10%
電気	kg-CO2	950,882	908,775	855,794	-10%
(電気使用量)	kWh	1,559,016	1,492,170	1,403,114	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.610	0.609	0.609	固定
電気以外	kg-CO2	481,401	442,260	433,261	-10%
その他	kg-CO2	0	46	0	-
合計		1,440,985	1,358,471	1,296,452	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② エネルギー消費機器の更新や熱源の運用改善
- ③ 建物熱効率の改善
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達をしている。
- ③ 委員会は目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

国立保養所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	7,790	8,869	3,645	-53%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	995,316	885,323	592,753	-40%
電気	kg-CO2	769,317	678,085	430,411	-44%
(電気使用量)	kWh	1,335,871	1,269,587	703,285	-47%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.576	0.534	0.612	固定
電気以外	kg-CO2	225,999	207,238	162,342	-28%
その他					
合計		1,003,106	894,192	596,397	-41%

○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ型電気機器への更新
- ③ 太陽光発電設備の更新
- ④ 公用車台数の見直し
- ⑤ 休憩時間の消灯の徹底

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される幹部会議を設置し活動を行う。
- ② 毎月の電気・ガソリン等の使用量を幹部会議に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達する。
- ③ 幹部会議において、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。
- ④ 居室等の利用者エリアについても健康を損なわない範囲で節電するよう、職員が巡回し徹底する。

【地方支分部局等】

国立児童自立支援施設温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	11,207	10,684	9,526	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	590,151	548,908	531,136	-10%
電気	kg-CO2	439,578	397,159	395,620	-10%
(電気使用量)	kWh	837,292	747,945	753,563	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	150,573	151,749	135,516	-10%
その他					
合計		601,358	559,592	540,662	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は各施設の庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各施設の院長、次長、各課課長で構成される委員会を設置する。
- ② 各施設の庶務課において、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達する。
- ③ 各施設の庶務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

福祉型障害児入所施設温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	6,393	6,347	5,434	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	688,733	653,780	619,860	-10%
電気	kg-CO2	590,044	555,949	531,040	-10%
(電気使用量)	kWh	1,123,893	1,046,985	1,011,504	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	98,689	97,831	88,820	-10%
その他					
合計		695,126	660,127	625,294	-10%

○主な削減対策と削減効果

- ① LEDの導入など、節電等のための取組の管理を徹底
- ② 庁舎内における空調設備の適正運転
- ③ 両面印刷・両面コピーの徹底や、会議における資料の簡素化等により用紙類の使用量の削減。
- ④ 公用車の台数及び運用の見直し
- ⑤ 計画的に業務の実施による超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進

○推進体制

- ① 地球温暖化対策の実施責任者は庶務課長とし、対策の徹底を図るため、各部門長で構成される委員会を設置し活動を行っている。
- ② 庶務課において、毎月の電気・ガソリン等の使用量を委員会に報告するとともに、全職員に対して各種会議やメール等で伝達している。
- ③ 委員会は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各課にソフト対策の強化・徹底を指示する。

【地方支分部局等】

中央労働委員会地方事務所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2				
施設のエネルギー使用	kg-CO2	70,985	65,395	14,822	-21%
電気	kg-CO2	55,038	47,632	10,019	-18%
(電気使用量)	kWh	89,979	87,006	16,265	-18%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.612	0.547	0.482	固定
電気以外	kg-CO2	15,947	17,763	4,803	-30%
その他					
合計		70,985	65,395	14,822	-21%

○主な削減対策と削減効果

- ①超過勤務の縮減などの省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ②エネルギー消費機器の使用の見直し
- ③廊下等の間引き照明の徹底
- ④OA機器等の電源OFFの徹底
- ⑤冷暖房効率向上のための扉等の閉扉

○推進体制

- ① 対策の実施責任者は地方事務所長とし、対策の徹底を図るため、地方事務所地方調査官（庶務担当）を実施担当者とする。
- ② 地方事務所において、本局と連携し、毎月の電気・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者に報告するとともに、職員に伝達する。
- ③ 地方事務所長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、管理官庁に対し設備改修等のハード対策の要請を行うとともに、自らソフト対策の強化を指示する。

省エネルギー診断実施の対象施設

厚生労働省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

- 第1段階：2017年9月末までに実施
 - ・中央合同庁舎第5号館
 - ・国立障害者リハビリテーションセンター庁舎

- 第2段階：2018年度から2019年度までに実施
 - ・国立感染症研究所村山庁舎
 - ・厚生労働省戸山研究庁舎
 - ・国立神戸視力障害センター庁舎
 - ・国立福岡視力障害センター庁舎
 - ・国立知的障害児施設秩父学園
 - ・国立武蔵野学院
 - ・飯田橋合同庁舎
 - ・留萌地方合同庁舎
 - ・長野労働総合庁舎
 - ・岡谷地方合同庁舎
 - ・大船渡合同庁舎
 - ・須崎地方合同庁舎
 - ・山梨労働局
 - ・神戸公共職業安定所
 - ・池袋公共職業安定所
 - ・新宿公共職業安定所
 - ・高松公共職業安定所
 - ・飯塚公共職業安定所
 - ・大和高田公共職業安定所
 - ・大垣公共職業安定所
 - ・福岡南公共職業安定所
 - ・浜松公共職業安定所
 - ・福知山公共職業安定所
 - ・船橋公共職業安定所
 - ・舞鶴公共職業安定所
 - ・福井労働基準監督署
 - ・船橋労働基準監督署
 - ・長浜措置場
 - ・名古屋検疫所
 - ・神戸検疫所
 - ・ハンセン病研究センター